

監査法人による調査結果及び資金管理センターの対応

※ 監査法人トーマツの業務監査報告書(資料7-2)に記載された「調査の手続」「調査結果のうちの指摘された事項」「資金管理センターの対応」を記載した。

調査の手続	調査結果	資金管理センターの対応																																																
<p>(1) 預託金(リサイクル料金)の收受業務の調査                      &lt;新車時預託(メーカー経由)&gt;                      ① リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証                      ・自動車製造業者等及びインポーター(以下「メーカー等」という。)について所定の契約書が締結されていることを確かめる。                      ・メーカー等の平成17年4月から同年12月(以下「年」を省略。)の入金について、管理者による承認状況を確認する。(会計伝票、「FB取引明細」、「預金通帳明細」等の入金を証する書類のレビュー)                      ・4月から12月の入金について、入金額を会計伝票、入金確定情報と照合する。                      ・1カ月の入金累計が仕訳票(帳票サマリー)と一致することを確認する。                      ・4月から12月の入金について、金額不一致の場合、メーカー等への照会が適切に行われていることを確かめる。</p> <p>&lt;新車時預託(並行輸入)&gt;                      ② リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証                      ③ 日常事務処理(料金算出、リサイクルシステムへの入力、郵便振込み票の送付、シール・R券送付等の業務の適正な処理)</p> <p>&lt;継続検査時等預託&gt;                      ④ リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証                      (口座引落)                      ・委託団体との間で、所定の契約書が締結されていることを確かめる。                      ・管理者による承認状況を確認する。(会計伝票、「FB取引明細」、「入金明細情報」、収納代行業者からの「お振込通知」のレビュー)                      ・4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「FB取引明細」、「入金明細情報」、「お振込通知」と照合する。                      ・1カ月の入金累計が仕訳票(帳票サマリー)と一致することを確認する。</p>	<p>・4月から12月の入金について、入金額を会計伝票、入金確定情報及び仕訳票と照合した結果、リサイクル料金の修正・返還等がある場合に入金確定情報と実際入金額が異なる場合があった。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="991 556 1813 703"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未収金計上額</th> <th>内訳明細合計</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>4,758,893,910</td> <td>4,758,850,020</td> <td>43,890</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>5,887,515,340</td> <td>5,887,496,260</td> <td>19,080</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>4,130,636,160</td> <td>4,130,617,180</td> <td>18,980</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>6,442,634,520</td> <td>6,442,621,650</td> <td>12,870</td> </tr> </tbody> </table> <p>指摘事項なし。 指摘事項なし。</p> <p>・4月、7月及び9月の預託に対応する各月の(口座振替委託機関が作成した)振込み予定額合計と請求データ受付精査エラー金額の合計額と各月の仕訳票(口座引落し徴収・帳票サマリー)および仕訳票(車検場徴収・帳票サマリー)の入金予定額から仕訳票(委託手数料・帳票サマリー)の委託手数料を控除した金額と照合した結果、下表のような差額があった。                      これは、システム上委託手数料の消費税計算を、仕訳票においては業者単位で計算されており、実際の取引単位の消費税計算とずれが生じているためと回答を得た。なお、11月より仕訳票の消費税計算についてシステム修正し、現在は不一致は出ていない。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="991 1207 1813 1325"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入金予定額(A)</th> <th>仕訳票予定額(B)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月分</td> <td>24,685,449,055</td> <td>24,685,431,748</td> <td>△ 17,307</td> </tr> <tr> <td>7月分</td> <td>27,001,703,900</td> <td>27,001,700,696</td> <td>△ 3,204</td> </tr> <tr> <td>9月分</td> <td>27,157,613,848</td> <td>27,157,602,283</td> <td>△ 11,565</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(A)(口座振替委託機関)振込み予定額(前項目にて入金確認済み)の合計と請求データ受付精査エラー金額の合計額                      (B)仕訳票(口座引落し徴収・帳票サマリー)および仕訳票(車検場徴収・帳票サマリー)の入金予定額から仕訳票(委託手数料・帳票サマリー)の委託手数料を控除した金額</p> <p>・月次における委託手数料の計算は、継続検査時等預託関連費と引取時預託関連費を按分計算によって金額を算定しているが、4月分について按分計算額と仕訳伝票の計上額が不一致であった。                      4月以降は按分計算を実績件数比率で行うことに変更したため、実績比率の継続94%、引取6%にて按分計算されることになったが、4月分については、仕訳伝票は従前比率によって計算されていた。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="991 1711 1617 1822"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>仕訳伝票</th> <th>委託手数料計算表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座引落・継続</td> <td>445,556,793 (89%)</td> <td>470,971,629 (94%)</td> </tr> <tr> <td>口座引落・引取</td> <td>55,068,817 (11%)</td> <td>29,653,981 (6%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>500,625,610 (100%)</td> <td>500,625,610 (100%)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	未収金計上額	内訳明細合計	差額	5月	4,758,893,910	4,758,850,020	43,890	6月	5,887,515,340	5,887,496,260	19,080	8月	4,130,636,160	4,130,617,180	18,980	9月	6,442,634,520	6,442,621,650	12,870	区分	入金予定額(A)	仕訳票予定額(B)	差額	4月分	24,685,449,055	24,685,431,748	△ 17,307	7月分	27,001,703,900	27,001,700,696	△ 3,204	9月分	27,157,613,848	27,157,602,283	△ 11,565	区分	仕訳伝票	委託手数料計算表	口座引落・継続	445,556,793 (89%)	470,971,629 (94%)	口座引落・引取	55,068,817 (11%)	29,653,981 (6%)	計	500,625,610 (100%)	500,625,610 (100%)	<p>・メーカーによる預託情報取消が原因であり、2006年3月に修正伝票を起票して差額は解消済み。今後も差異が発生する可能性はあるが、月次で対象車台を特定して処理する体制とした。</p> <p>・2005年11月出力分から口座引落徴収分の消費税計算に関してプログラム修正済み、現在不一致は発生していない。</p> <p>・4月分の伝票が間違っていたので、2006年3月末日で修正伝票起票済。<b>2005年5月分以降は毎月、実績件数比率で按分した数字になっている。</b></p>
区分	未収金計上額	内訳明細合計	差額																																															
5月	4,758,893,910	4,758,850,020	43,890																																															
6月	5,887,515,340	5,887,496,260	19,080																																															
8月	4,130,636,160	4,130,617,180	18,980																																															
9月	6,442,634,520	6,442,621,650	12,870																																															
区分	入金予定額(A)	仕訳票予定額(B)	差額																																															
4月分	24,685,449,055	24,685,431,748	△ 17,307																																															
7月分	27,001,703,900	27,001,700,696	△ 3,204																																															
9月分	27,157,613,848	27,157,602,283	△ 11,565																																															
区分	仕訳伝票	委託手数料計算表																																																
口座引落・継続	445,556,793 (89%)	470,971,629 (94%)																																																
口座引落・引取	55,068,817 (11%)	29,653,981 (6%)																																																
計	500,625,610 (100%)	500,625,610 (100%)																																																

調査の手続	調査結果	資金管理センターの対応																																				
<p>(コンビニ徴収:SPC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPC取扱い会社(NTTコムウェア)との間で、所定の契約書が締結されていることを確かめる。</li> <li>・管理者による承認状況を確認する。(会計伝票、「FB取引明細」、「入金予定情報」、「預金通帳明細」等のレビュー)</li> <li>・4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「FB取引明細」、「入金予定情報」と照合する。</li> <li>・1か月の入金額累計が会計伝票(総勘定元帳)と一致することを確認する。</li> </ul>	<p>・5月、8月及び11月の仕訳票(SPC徴収・帳票サマリー)の資金管理料金入金合計と仕訳伝票の未収入金計上額を照合した結果、下表のような差額があった。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="991 289 1813 401"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>仕訳票</th> <th>仕訳伝票(A)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月分</td> <td>22,100,220</td> <td>22,099,740</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>8月分</td> <td>23,680,100</td> <td>23,679,620</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>11月分</td> <td>26,708,780</td> <td>26,708,780</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(A)月次処理にて未収入金(借方)計上している額</p> <p>・SPC側において、SPCの入金処理日で管理しており、Rシステムの預託日(各コンビニの店頭の入金時)とは同じ概念でないこと及び預託から入金までのタイムラグがあることから、仕訳票(SPC徴収・帳票サマリー)の預託金額と1ヶ月間のSPCからの入金額に乖離が生じている。この乖離金額は、SPCからの未収入金となるが、当該残高の内訳(明細)が管理できるシステム(仕組み)になっていない。下表に、9月から12月の収支報告の入金予定額月次合計(入金ベース)と仕訳票(SPC徴収・帳票サマリー)の預託金額の差額を示した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="991 695 1813 827"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収支報告合計</th> <th>仕訳票</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月分</td> <td>398,204,340</td> <td>408,485,970</td> <td>△ 10,281,630</td> </tr> <tr> <td>10月分</td> <td>448,340,590</td> <td>444,428,250</td> <td>3,912,340</td> </tr> <tr> <td>11月分</td> <td>409,651,310</td> <td>453,262,220</td> <td>△ 43,610,910</td> </tr> <tr> <td>12月分</td> <td>473,107,590</td> <td>453,711,630</td> <td>19,395,960</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)収支報告合計の金額には、個別登録修正額を含めていない。</p>	区分	仕訳票	仕訳伝票(A)	差額	5月分	22,100,220	22,099,740	480	8月分	23,680,100	23,679,620	480	11月分	26,708,780	26,708,780	0	区分	収支報告合計	仕訳票	差額	9月分	398,204,340	408,485,970	△ 10,281,630	10月分	448,340,590	444,428,250	3,912,340	11月分	409,651,310	453,262,220	△ 43,610,910	12月分	473,107,590	453,711,630	19,395,960	<p>・2005年9月月次分から計上方法を変更したため、それ以降、差額は発生していない。</p> <p>(SPC徴収の預託取消分に関し、SPC徴収の仕訳票とは別の取消分を表示した仕訳票として自動車リサイクルシステムから出力されるため、これをマイナスしてSPC徴収の未収入金伝票起票を行っていたことが、差額発生の原因である。管理のしやすさという観点から、預託取消金額はSPC徴収を含む各徴収別の預託金額と切り離し、別項目の未収入金として計上する方法に変更した。)</p> <p>・現段階では未収入金を車台番号毎で管理出来ていないため、自動車リサイクルシステムの改善により2007年1月分からの車台番号ごと管理を目指している。</p> <p>(未収入金の帳簿残高の検証として、毎月16日以降預託分が翌月入金となるSPCの日程上、16日以降末日までの預託金額と未収入金の帳簿残高を月次でマッチングしている。2006年3月月次で帳簿上の残高 ¥294,666,980- 理論計算残高 ¥289,696,910- 差額¥4,970,070-(差異率1.7%)であり、SPCの入金処理日と当センターの預託日に若干のずれがあることを考慮して、<b>会計監査において監査法人は</b> 妥当な水準と評価している。)</p>
区分	仕訳票	仕訳伝票(A)	差額																																			
5月分	22,100,220	22,099,740	480																																			
8月分	23,680,100	23,679,620	480																																			
11月分	26,708,780	26,708,780	0																																			
区分	収支報告合計	仕訳票	差額																																			
9月分	398,204,340	408,485,970	△ 10,281,630																																			
10月分	448,340,590	444,428,250	3,912,340																																			
11月分	409,651,310	453,262,220	△ 43,610,910																																			
12月分	473,107,590	453,711,630	19,395,960																																			
<p>(セブンイレブン徴収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セブンイレブンとの間で、所定の契約が締結されていることを確かめる。</li> <li>・管理者による承認状況を確認する。(会計伝票、「FB取引明細」、「入金予定情報」、「預金通帳明細」等のレビュー)</li> <li>・4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「FB取引明細」、「支払通知書」、「口座引落徴収明細」と照合する。</li> </ul>	<p>・5月、8月及び11月の仕訳票(セブンイレブン徴収・帳票サマリー)の資金管理料金入金合計と仕訳伝票の未収入金計上額を照合した結果、下表のような差額があった。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="991 968 1813 1100"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>仕訳票</th> <th>仕訳伝票(A)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月分</td> <td>21,753,580</td> <td>21,753,100</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>8月分</td> <td>24,049,980</td> <td>24,049,500</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>11月分</td> <td>29,341,700</td> <td>29,341,700</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(A)月次処理にて未収入金(借方)計上している額</p> <p>・仕訳票(セブンイレブン徴収・帳票サマリー)の預託金額と1ヶ月間のセブンイレブンからの入金額に乖離があるが、未収入金となっている残高の内訳(明細)が管理できるシステムになっていない。下表に、10月から12月の収支報告の入金予定額月次合計と仕訳票(セブンイレブン徴収・帳票サマリー)の預託金額の差額を示した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="991 1310 1813 1442"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収支報告合計</th> <th>仕訳票</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月分</td> <td>489,303,010</td> <td>489,073,720</td> <td>229,290</td> </tr> <tr> <td>11月分</td> <td>512,815,890</td> <td>512,720,130</td> <td>95,760</td> </tr> <tr> <td>12月分</td> <td>513,310,000</td> <td>512,704,710</td> <td>605,290</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)収支報告合計の金額には、個別登録修正額を含めていない。</p>	区分	仕訳票	仕訳伝票(A)	差額	5月分	21,753,580	21,753,100	480	8月分	24,049,980	24,049,500	480	11月分	29,341,700	29,341,700	0	区分	収支報告合計	仕訳票	差額	10月分	489,303,010	489,073,720	229,290	11月分	512,815,890	512,720,130	95,760	12月分	513,310,000	512,704,710	605,290	<p>・上記(コンビニ徴収:SPC)の1番目と同様である。</p> <p>・上記(コンビニ徴収:SPC)の2番目と同様である。</p> <p>(尚、未収入金の帳簿残高の検証として、20日(前後)以降預託分が翌月入金となるセブンイレブンの日程上、20日(前後)以降末日までの預託金額と未収入金の帳簿残高をマッチングしている。2006年3月月次で帳簿上の残高 ¥116,645,877- 理論計算残高 ¥115,986,380- 差額¥659,497-(差異率0.6%)であり、セブンイレブンの入金処理日と当センターの預託日に若干のずれがあることを考慮して、<b>会計監査において監査法人は</b> 妥当な水準と評価している。)</p>				
区分	仕訳票	仕訳伝票(A)	差額																																			
5月分	21,753,580	21,753,100	480																																			
8月分	24,049,980	24,049,500	480																																			
11月分	29,341,700	29,341,700	0																																			
区分	収支報告合計	仕訳票	差額																																			
10月分	489,303,010	489,073,720	229,290																																			
11月分	512,815,890	512,720,130	95,760																																			
12月分	513,310,000	512,704,710	605,290																																			
<p>(郵便局徴収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者による承認状況を確認する。(会計伝票、「収支報告」のレビュー)</li> <li>・4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「郵便振替受払通知票」の集計票、仕訳票(帳票サマリー)と照合する。</li> </ul> <p>⑤ 引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証</p> <p>⑥ 預託申請取消案件の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便振替による預託金の取消しについて、リサイクルシステムから取消し明細と返金のための郵便振替払出書(自動払出預入用)が出力され、会計伝票と共に管理者が承認している状況を確認する。</li> <li>・郵便局経由での返金について、管理者による承認等が適切に行われていることを確かめる。</li> </ul>	<p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>・4月、5月、6月及び7月について、「取消明細」と「郵便振替払出書」に不一致が生じていた。</p>	<p>・プログラムを修正し、9月分10月払出より「郵便局徴収返金対象」と「郵便振替払出書」は一致している。</p>																																				

調査の手続	調査結果	資金管理センターの対応
<p>&lt;引取時預託&gt;  ⑦ リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証  (コンビニ徴収:SPC)― 継続検査時等預託とまとめて検証  (セブンイレブン徴収)― 継続検査時等預託とまとめて検証  (郵便局徴収)― 継続検査時等預託とまとめて検証</p> <p>(振込票郵送型徴収):自治体  ・申込者(自治体)について放棄車両預託確認・申請書が入手されていることを確かめる。  ・コンタクトセンターが、申込者からの預託申請後、適時に申し込みデータを登録し預託可能連絡書を発行し申込のあった自治体へ遅滞なく送付していることを資金管理人がモニターし、必要に応じて指導する等により管理・監督していることを確かめる。  ・管理者による承認状況を確認する。(会計伝票、「郵便振替受払通知票」、「収支報告」のレビュー)  ・4月1日から12月31日の期間における入金額を会計伝票、「郵便振替受払通知票」と照合する。  ・自治体からの入金管理及び未収入金管理状況を確認する。</p> <p>⑧ 預託申請取消案件の適正処理  ・郵便振替による預託金の取消しについて、リサイクルシステムから取消し明細と返金のための郵便振替払出書(自動払出預入用)が出力され、会計伝票と共に管理者が承認している状況を確認する。  ・郵便局経由での返金について、管理者による承認等が適切に行われていることを確かめる。</p> <p>&lt;コンタクトセンターの管理・監督&gt;  ⑨ 処理状況(前記(1)③に同じ。)</p> <p>&lt;フロン券移管処理&gt;  ・資金管理センターからフロン事業部へ預託金の請求がシステムデータ(「フロン券移管に伴う預託金請求書」)に基づき適切に行われていることを確かめる。  ・フロン事業部口から資金管理センター預託口への資金振替が適切に行われていることを確かめる。</p> <p>(2)支払  &lt;委託手数料の支払い状況&gt;  ① 委託した業務内容に応じた手数料の支払い、期限内の支払い等の業務プロセスの検証  ・メーカー等、車検場団体、Bタイプ整備業者及び引取業者へのリサイクル料金等収納委託手数料支払は、預託金等と相殺されていることを確かめる。  ・SPC乃至セブンイレブン、郵便局経由でリサイクル料金を徴収するAタイプ業者へのリサイクル料金等収納委託手数料支払は、リサイクル料金入金後、郵便局経由でなされていることを確認する。  ・収納代行業者への手数料は、収納業者からの入金分と相殺されていることを確認する。  ・リサイクル券代行発行手数料、専用端末設置関連費、預託済押印費等は、証憑に基づいて支払がおこなわれているかを確認する。  ・全ての支払について、管理者の承認状況を確認する。</p>	<p>・継続検査時預託と同様である。  同上  同上</p> <p>・任意に10月の5件について放棄車両預託確認・申請書が入手されていることを確かめた。  ・上記の5件について、申込者からの預託申請(預託申請日)後、1件を除いて、1週間以内に申し込みデータを登録(預託日)し引取可能連絡書が発行されていることを確かめた。</p> <p>・自治体の未入金については、預託申請後預託日までに入金されないため会計上の未収入金が発生するが、9月以前については自治体別に未収入金として把握していなかった。  ・預託金会計の未収入金残高から入金分を差引いた金額が本来の未収入金残高となるが、月次では未収入金と入金分の消しこみ処理を行っていない。本来は月次で消し込みを行うべきである。  ・預託金会計における未収入金の月末残高と経理担当が作成した「未収入金残高明細」は一致していなかった。</p> <p>・継続検査時預託と同様である。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>・4月から12月のフロン券移管について、システムから出力される「仕訳票」と同じくシステムから出力される「フロン券移管に伴う預託金請求書」を照合した結果、仕訳票と請求書の金額について、4月と7月に違算が生じていた。</p> <p>・なお、継続検査時等預託に記載されているとおり委託手数料の消費税計算において差異が生じている。また、委託手数料の計算において按分計算の結果と会計伝票の計上額に不一致があった。</p>	<p>・1週間以内に引取可能連絡書が発行できていない1件は、車台番号不鮮明等の理由により確認に時間を要していたが、申請から10日で引取可能連絡書が発行されている。</p> <p>・自治体に対する未収入金については申請番号ごとに管理していたが、10月からは自治体別にも管理している。  ・4月から月次管理を実施する。  (未収入金管理はリサイクル料金(「再資源化預託金等」+「資金管理料金」)単位で実施し、月次の消し込みも行っている。ただし、会計上は再資源化預託金等(再資源化預託金等特別会計)と資金管理料金(資金管理料金特別会計)に区分して未収入金管理をすべきであったが、月末入金分の会計間送金が翌月にずれ込むことにより、会計単位での未収入金管理は四半期毎での管理になっていた。)  ・月末入金分の会計間送金が翌月にずれ込むことにより、経理担当が作成している「未収入金残高明細」(入金時点での消込み)と再資源化預託金等特別会計における未収入金の月末残高は一致しない。ただし、このずれ込み分を考慮すれば一致する。</p> <p>・(1)⑥の指摘事項への対応と同じ。</p> <p>・差異の原因は郵便局徴収の返金分の取扱について「仕訳票」と「フロン券移管に伴う預託金請求書」でシステム仕様が異なるためであり、2007年1月分からシステム修正する予定。</p> <p>(1)④の指摘事項への対応と同じ。</p>

調査の手続	調査結果	資金管理センターの対応
<p>&lt;リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し&gt;  ② エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化等預託金の払渡が自動車リサイクルシステム(以下「システム」)から出力される払渡通知書及び自再協からの請求書に基づいて資金管理法人から自動車製造業者等へなされていることを確かめる。</li> </ul> <p>&lt;情報管理料金の情報管理センターへの払渡し&gt;  ③ エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報管理料金の払渡がシステムから出力される払渡通知書及び情報管理センターからの請求書に基づいて資金管理法人から情報管理センターへなされていることを確かめる。</li> </ul> <p>&lt;特定再資源化預託金等の出えん&gt;  ④ 特定再資源化預託金等の出えん業務プロセスの検証</p> <p>&lt;発注・検収・支払いの相互牽制体制&gt;  ⑤ 発注・検収・支払いの相互牽制体制の業務プロセスの検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷物作成・送付費等について、発注・検収・支払は所定の手続に従い行われることを確かめる。</li> </ul>	<p>・請求、支払の登録に当たってまず、「再資源化料金払渡&gt;払渡予定等登録&gt;結果」を出力し、支払時に「再資源化料金払渡&gt;払渡予定等承認&gt;結果」を出力して承認を受けることとしているが、3月の支払時には、「再資源化料金払渡&gt;払渡予定等登録&gt;結果」出力を行っていない。</p> <p>・情報管理料金の払渡に際しては、「情報管理料金払渡&gt;払渡対象抽出・承認&gt;結果」及び「情報管理料金払渡&gt;払渡状況確認&gt;一覧」を出力し、承認を受けることになっているが、12月については一覧が出力されていなかった。</p> <p>・システムから出力された払渡通知書と情報管理センターからの請求書に一部不一致があった。メーカー出荷の新車について、資金管理センターがメーカーから預託情報を取得する前に廃車になる場合があるが、預託情報を取得しない限り、リサイクルシステムからの払渡対象データには反映されない。しかし、情報管理センターは電子マニフェストの発行処理を行っているため、情報管理料金の追加請求書(車両明細付)を発行していた。12月末現在、未預託状態ではあるが、情報管理センターへ支払済みとなっているものが1,040円(8台)ある。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>・なお、FB取引(出金)については、実際の送金処理を検証した結果、以下の項目について問題点があると考える。  ①送金の決裁書や送金の内訳明細等の関係書類について連番管理されていないため、法人側で不正送金に対応する体制になっていない。  ②FB取引のソフトのシステム上使用履歴が、数日のうちに消去されてしまうため、後日FB取引の操作履歴の調査ができない。  ③FB取引について振り込み前の事前承認は行われているが、事後的に銀行から確認のために送付されてくるFAXへの承認については、金額の大きいものについては確認のための承認がなされているが、金額が僅少のものは承認がない。  ④FB取引を行うソフトの起動時のパスワードが法人設立当時より一度も変更されておらず、またFB取引を行わない周りのスタッフが比較的簡単にパスワードを知ることができる。適時にパスワードを更新することなどをルール化する必要がある。</p>	<p>・3月払渡の帳票の出力漏れがあり、今後このようなことがないよう徹底した。(なお、メーカーへの支払い時にはFBデータも出力してグループリーダー・部長の承認を得ており、今回出力漏れとなった帳票は中間チェック用として使用しているものである。)</p> <p>・12月払渡の帳票の出力漏れがあり、今後このようなことがないよう徹底した。(なお、情報管理センターへの支払い時にはFBデータも出力してグループリーダー・部長の承認を得ており、今回出力漏れとなった帳票は中間チェック用として使用しているものである。)</p> <p>・メーカーから預託情報を取得済みであり、未預託で支払済みとなっているものは現在ない。(メーカー出荷の新車については、メーカー・インポーターからの出荷情報取得時点で「預託保証」として預託情報を取得していなくても車両のマニフェスト発行処理を可能としている。情報管理部では、資金管理センターが預託情報を取得しているか否かに関係なく、車両の引取実施報告をもとに資金管理センターに対し、情報管理料金の払渡請求を行っているため発生したものの。)</p>
<p>&lt;資金管理料金からの支出金額及び支出先の妥当性&gt;  ⑥ 業務プロセスの検証</p> <p>&lt;中古車輸出の取戻し対応&gt;  ⑦ 処理状況(受付から処理済までの日数、その他)</p> <p>⑧ 必要書類の取り付け状況(適正処理)</p>	<p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p>	<p>・本年3月から4月にかけて取引銀行2行とのFB契約を、高いセキュリティが確保される電子認証方式に変更し、管理者による権限管理を行うこととしたため、不正送金を防止する体制が強化された。(FBデータを作成する担当者承認者の権限が分離し相互牽制が効くシステムとなっている。)。FB取引実績は銀行から送付されるので、履歴としてファイリングする。なお、パスワード変更は定期的に行うようにした。</p>
<p>(3)資金運用の調査  &lt;再資源化預託金等の運用関連&gt;  ① 運用の基本方針の遵守</p> <p>② 運用計画の遵守</p> <p>③ 金融機関への発注手順の遵守等の業務プロセスの検証</p> <p>④ 日常の事務処理</p>	<p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p>	

調査の手續	調査結果	資金管理センターの対応
<p>(4) 資金管理センターの一般管理に係る調査</p> <p>&lt;法律・寄付行為の遵守状況&gt; 自動車リサイクル法及び寄付行為の遵守状況の検証</p> <p>&lt;資金管理業務規程・業務細則の遵守状況&gt; 資金管理業務規程・業務細則の遵守状況の検証</p> <p>&lt;調達規程の遵守状況&gt; 調達規程の遵守状況の検証 ・総勘定元帳から支出項目について一定金額以上をサンプルを抽出し、調達規程に即した手続きにより契約が締結されていることを確かめる。</p> <p>&lt;倫理規程の遵守状況&gt; ・倫理規程及び遵守マニュアルを査閲し、又被監査部の部長に面談し、遵守状況を確かめる。</p> <p>&lt;情報公開規程の遵守状況&gt;</p> <p>&lt;稟議規程の遵守状況&gt; 稟議規程、決裁規程の遵守状況の検証</p> <p>&lt;業務マニュアルの整備状況&gt; 業務マニュアルの整備状況を確かめる。 ・業務マニュアルを査閲し、作成・整備状況を確かめる。</p>	<p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>・サンプルについて稟議書と照合した結果、承認手続きは適切に実施されているものの、原則競争入札によるべきところを随意契約によった場合にその理由が記載されていないものが散見された。</p> <p>・資金管理センターでは、「倫理規程の各規定に従い、下記の内容についてお伺いいたします。」の文言のある伺い書が決裁されている。これは自工会等が出席する会合への参加と出張時の解体業者への手土産持参への承認を求めるものであった。なお、再資源化支援部では持参する手土産類は、会議費使用伺い書において承認を求めている。法人としての処理が統一されていない。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>・各マニュアルを体系づけるナンバー管理は行われていない。 ・資金管理センターとして管理すべきマニュアル類が体系的に整理されておらず、グループによってマニュアルの内容に精粗があり、資金管理センターとしてのマニュアルが統一的に整理し管理されていない。 ・経理管理Gの各マニュアルには、制定日が記載されていない。他のグループのマニュアルにも制定日が記載されていないものがある。</p>	<p>・今後随意契約で調達する場合には、その理由を稟議書に記載するよう徹底した。</p> <p>・事務局で事務処理ルールを検討中。</p> <p>・10月を目途に、体系的に整理されたマニュアル(章立て、制定日を含む。)を作成する日程で作業している。</p>
<p>(5) 指定再資源化機関の調査</p> <p>&lt;法第106条3号業務(入金)&gt; 計上、収入状況(出えん計画、資金管理センターとの突合せ)</p> <p>&lt;法第106条3号業務(支払)&gt; 計上、支払状況</p>	<p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p>	